

**大田原市議会で行った6月定例会に向けての新型コロナウイルス感染症対策の検討・協議経過及び結果について**

令和2年3月2日 新型コロナウイルスに関する緊急質問（3月定例会）

令和2年3月18日 国に『新型コロナウイルス対策に関する意見書』の提出

令和2年4月10日 全国市議会議長会から通達

『緊急事態宣言下の本会議及び委員会の審議のあり方について』（議院運営委員会理事会）

令和2年4月15日 議会運営委員会（6月定例会の取り扱いについて）

○大田原市議会の新型コロナウイルス感染症対策についての基本的取り決めを決定

（日常生活において）

- ・不要不急の外出は自粛する。・密閉、密集、密接の3密は避けること。
- ・海外への渡航など感染の恐れがある行動は慎む。・毎朝検温など、体調管理、異変の察知を努める。

（議員・議会活動において）

- ・議会フロアに入室の際は、マスクを着用し、入室前に消毒液による手指消毒を行う。
- ・応接室、委員会室、及び会派室等の使用時については、30分に一度は換気を行う。
- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱がある時、または濃厚接触者と認定された場合は、議長及び議会事務局に報告する。この時点から2週間は、本会議、委員会等は欠席するとともに、議員活動は行わない。
- ・他都市への行政視察については、全国市議会議長会長の通達により、当面自粛する。

○質問時間の短縮や議場内での執行部出席者数の検討の意見あり

令和2年4月15日 全員協議会

○議員報酬削減の検討の意見あり⇒議会運営委員会で協議へ

令和2年4月23日 議会運営委員会（6月定例会の取り扱いについて）

○議会での追加対策として

- ・執行部に対して必要最小限の出席を求め、委員会も同様とする。
- ・議案説明の簡素化（答弁の簡略化）による長時間を避ける。
- ・発言時もマスクを着用する。・一般質問については、一人30分から20分に短縮。
- ・傍聴者については、自粛を促す。また、傍聴時には受付にて体調等の感染予防対策チェックシートの提出と体温計測のご協力をお願いする。
- ・傍聴席の座席の間隔を空ける。

○議員報酬削減の率について協議

令和2年5月13日 議会運営委員会（6月定例会の取り扱いについて）

○議会での追加対策として

- ・ドアや窓は開け、常時換気を行う。・「37.5℃以上の発熱がある時」を「発熱がある時」とする。

○新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者発生時の緊急対応策の検討

- ・新型コロナウイルス感染症対策として大田原市議会独自のステップ1からステップ4を作成。

※但し、感染状況の変化により随時対応する。

○法的根拠の裏付けを協議（違法議決の危険性） ○遠隔会議（テレビ会議ソフトウェア）の導入検討

○議員案について（議員報酬削減）⇒6月定例会に上程を決定

令和2年5月18日（全員協議会）

○会派代表者会議及び議会運営委員会の開催結果について

- ・議会傍聴制限について、禁止ではなく、自粛を要請し、インターネット中継視聴を推奨する。ただし、傍聴に来庁された方は、受付で体調に関する感染予防対策チェックシートや体温計測にご協力していただき、間隔を空けた傍聴席に着席するよう案内する。
- ・一般質問の制限について、質問時間を20分とする。
- ・飛沫感染防止策について、全ての議員はマスク着用とし、発言時も着用する。また執行部の議場内の出席者を制限する。
- ・議場及び委員会室の換気については、常時入口と窓を開けたまま議会運営を行う。

令和2年6月17日（6月定例会最終日）

○議員案第2号 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（全会一致で可決）

改定文 大田原市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間に限り、第1条の適用については、同条中「500,000円」とあるのは「450,000円」と「435,000円」とあるのは「391,000円」と、「406,000円」とあるのは「365,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額額は、第1条に定める額とする。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。